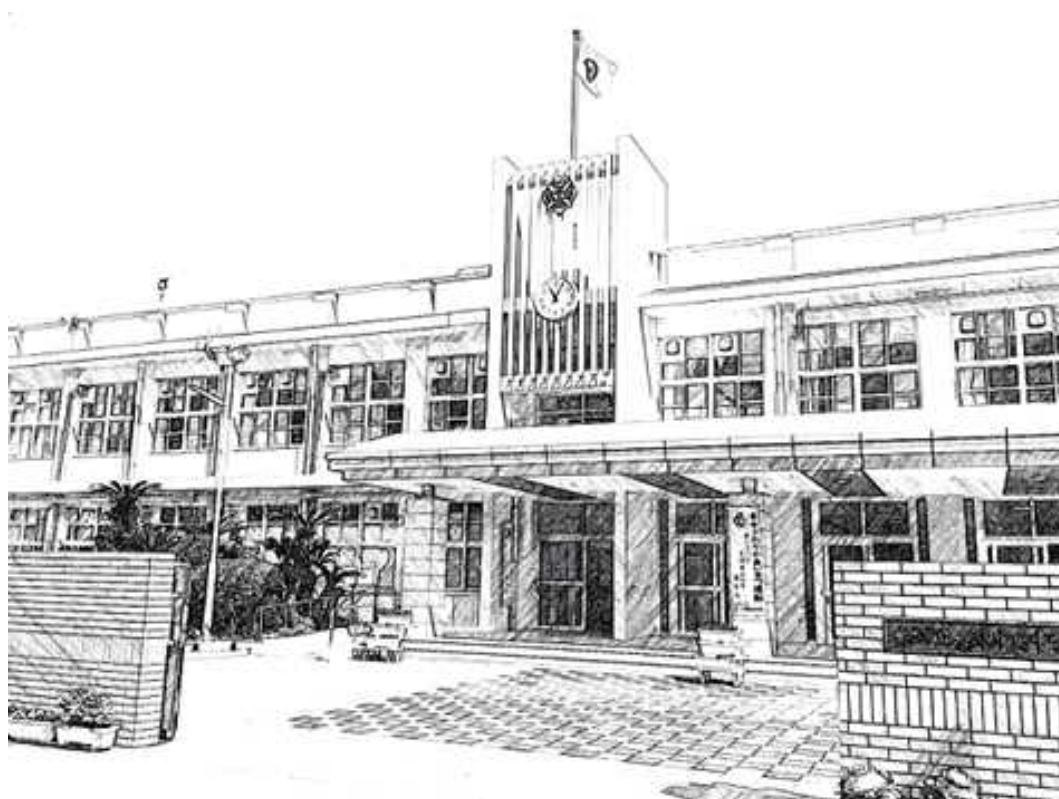


# いじめ防止基本方針



令和6年5月

垂水市立垂水中央中学校

## 目 次

はじめに	1
垂水市立垂水中央中学校いじめ防止基本方針	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
2 いじめの定義	4
3 いじめの防止等の対策のための組織	4
(1) いじめの防止等の対策のための組織【いじめ防止対策委員会】	4
(2) 組織の役割	4
(3) 組織の構成員	5
4 いじめの防止に関する基本的な考え方	5
(1) いじめの認知, 判断	5
(2) いじめの防止	6
(3) いじめの早期発見	8
(4) いじめの早期対応	8
(5) 教職員の資質向上	9
(6) 家庭や地域との連携	10
5 重大事態への対処	10
(1) 重大事態の意味と事態例	10
(2) 重大事態の報告	10
(3) 調査の主体及び組織	10
(4) 調査の方法及び内容	11
(5) その他	12
6 その他	12
巻末資料	13

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまで、「いじめは誰にでも起こり得る」「1件でも多く発見し、それらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」という認識のもと、全教育活動を通しいじめの未然防止や定期的・継続的な教育相談等に取り組み、軽微と思われることでも積極的に把握することで、いじめの早期発見及び早期解消に取り組んできた。

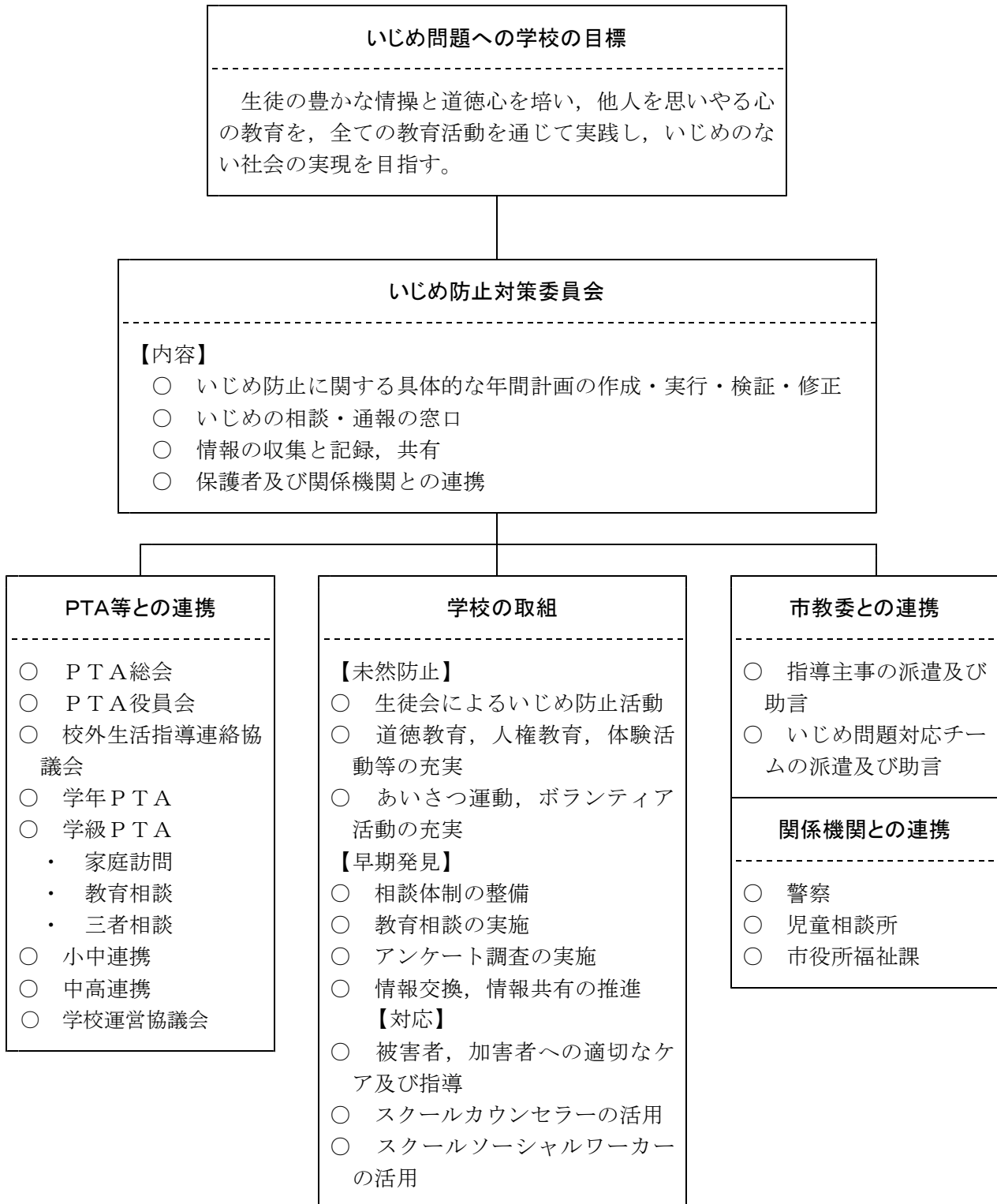
特に全県的な取組である、「いじめ問題を考える週間」では、いじめ防止についての集会、生徒の主体的な活動やいじめ防止をテーマとするポスターと標語の募集、教育相談の実施などを通して、生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図るよう努めてきた。また、学期2回のいじめ防止のためのアンケートでは、「いじめを未然に防ぐ」「一件でも多くのいじめを解消する」との理念のもと、取り組んできた。

垂水中央中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、これまで推進してきた学校の取組をより実効的なものとし、学校・地域住民・家庭その他関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう策定するものである。

令和 6 年 5 月

垂水市立垂水中央中学校

## 垂水市立垂水中央中学校いじめ防止基本方針



【年間計画】

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> <li>・「いじめ問題を考える週間」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・「いじめ問題を考える週間」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動計画の検討</li> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・家庭訪問による情報の共有</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・修学旅行</li> <li>・いじめ防止啓発強調月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年・学級PTA</li> <li>・PTA総会</li> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・体験活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・アンケートの分析</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止啓発強調月間</li> <li>・いじめ防止に関する標語</li> <li>・ポスターの募集</li> <li>・教育相談</li> <li>・弁論大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA役員会</li> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・小中連携</li> <li>・校外生活指導連絡協議会</li> <li>・体験活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・教育相談のまとめ</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・学年，学級弁論大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・学年・学級PTA</li> <li>・地域PTA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・アンケートの分析</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権同和問題啓発強調月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> <li>・校外研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の取組の総括及び2学期の取組確認</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・インターネット利用等に関するアンケート</li> <li>・「いじめ問題を考える週間」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・PTA役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・アンケートの分析</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（3年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・PTA役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・自主研修</li> <li>・教育相談，三者相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・学年・学級PTA（3年）</li> <li>・PTA役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・アンケートの分析</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・学年・学級PTA（1・2年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・PTA役員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・アンケートの分析</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・学年・学級PTA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・学年・学級PTA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会による情報の共有</li> <li>・アンケートの分析</li> <li>・年間の総括及び次年度の取組の確認</li> </ul>

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ  
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (1) いじめの防止等の対策のための組織【いじめ防止対策委員会】

いじめ問題を始め、生徒指導上の諸問題に組織的に対応するために設置している「生徒指導委員会」を、いじめ防止等の措置を実効的に行う組織として充てる。

### (2) 組織の役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核とし

ての役割

- ・ 学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかをチェックする。
- ・ いじめの対処がうまくいかなかったケースを検証する。
- ・ 必要に応じて計画の見直しを図る。
- ・ 学校におけるいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証する。

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・ 生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるための窓口や手順、方法等を明確にしておく。

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・ 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- ・ 集められた情報を個々の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### (3) 組織の構成員

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラーをもって構成する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

## 4 いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの認知、判断

ア 表面的・形式的に判断しない。

イ いじめられた生徒の立場に立つ。

ウ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

エ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

### 具体的ないじめの態様(例)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
  - ・ わざと会話をしない。
  - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ くつを隠される。
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
  - ・ 人前で衣服を脱がされる。
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
  - ・ SNSのグループからわざと外される。

## (2) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを前提とする。

イ 学校の全教育活動を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

ウ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

エ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

オ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動等の充実
- 学級会活動や生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- 生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり
- 情報の収集・共有
  - ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施
  - ・ 生活の記録の活用
  - ・ 全職員による校内巡視等の実施
  - ・ 学校便りやPTA会合等での定期的な情報の発信
- 保護者との連携
  - ・ 「いじめは決して許されない」との認識に立った家庭でのしつけ
  - ・ 家庭を子供の安息の場所にするように努め、親子で何にでも語り合えるような関係づくり
  - ・ 子供の言葉遣いや表情、服装や持ち物、食欲や体調の不振などの変化に気付く



【いじめ防止のための具体的対応例】

	主な事項	具体的な処理の方法
学 級 担 任 ・ 副 担 任 等	◇朝の会	① 無断欠席、無断遅刻があった場合、短学活後すぐに保護者と連絡を取り、原因や理由を確認する。 ② 顔色や態度等に变化のある場合は、その日の早い時間に理由を確認する。 ③ 要注意の事項については、生徒指導係や養護教諭と連絡をとるようにする。
	◇生活の記録	① 生徒の精神衛生等の状況をキャッチし、対処の方法についてアドバイスをする。 ② 他との関係事項が発生している場合には、他との連絡を十分に取りながら処理する。
	◇授業時間	① 机間指導等を通し、生徒の些細な変化も見逃さないように努める。 ② 変化を感じた場合は、担任や学年職員に連絡をする。
	◇休み時間	① トイレなど、人目に付きにくい場所の見回りをを行う。 ② 休み時間一人であることが多い場合やいつもの交友関係と違う場合などは注意深く観察する。 ③ 遊びと称して、いじめている場合がないかなど注意深く観察する。
	◇給食指導	① 顔色や食欲などの観察を行い、不審に感じた場合は、原因や理由を確認する。 ② 要注意の事項については、養護教諭と連絡を取るようにする。
	◇垂水タイム	① 顔色や発言、態度から個々の生徒の成就感・満足感を観察する。 ② 生徒の成就感を満たすような話をして帰すようにする。
	◇保護者との連携	① 教科担任等からの注意事項を含め、指導が必要と考えられる者については、放課後等に話を聞くようにする。 ② 生徒指導上、問題や課題がある場合は、その日のうちに電話連絡や家庭訪問を行い解決する。
	◇情報の共有・保存	① いじめに関する情報をキャッチしたら、時系列に事実関係や指導した事柄を記録する。 ② 生徒指導係や学年主任、生徒指導主任や教護教諭などに報告や相談を行ったことについて、時系列に記録する。 (※①、②については可能な限り詳細に) ③ 得られた情報については、学年部だけでなく他学年部にも報告する。特に、管理職への報告は、随時行う。
生 徒 指 導 主 任 ・ 係	◇問題傾向の把握と報告、処理（学年）	① 学級担任及び教科担任等からあげられた問題の傾向については、内容を詳細に記録しておく。 ② 問題の傾向を、学年朝会や部会で関係の職員に周知させたり解決策を話し合ったりする。 ③ 問題傾向によっては、生徒指導主任または養護教諭に連絡・報告・相談をし、解決のための助言を得る。 ④ 学年に発生した問題の傾向はすべて生徒指導委員会に報告をし、早期に解決策についてまとめる。
	◇問題傾向の把握と報告、処理（全校）	① 報告された問題の傾向については、その内容を詳細に記録しておく。 ② 生徒指導委員会では、問題の傾向の周知を徹底し、問題の整理と解決法について迅速に対応する。 ③ 緊急度の高いものは、管理職に報告し対応の方法についての指示を受ける。 ④ 学年部で対応や処理ができない問題については、生徒指導主任を中心に組織として対応する。
養 護 教 諭	◇保健室で扱われた問題の傾向と報告、処理	① 健康観察等の報告や健康相談をもとに、生徒の心身の健康状態を整理し、記録する。 ② 不審な態度の生徒については、問診したり学級担任等と話し合ったりして事実関係を把握する。 ③ 緊急度や重要度の高いものについては、管理職に報告し、対処の方法について指示を受ける。 ④ 保健室を中心にして処理のできない問題の傾向については、生徒指導主任を中心に組織として対応する。
学 年 主 任	◇学年を越えて調整を図らなければならない問題傾向生徒の報告、理解	① 学年部内で発生した問題については、学級担任や係の報告を受けて事実関係を把握し、対処の方法について調整する。 ② 学年部を越えての問題については、各学年主任や生徒指導主任、養護教諭との連携を図り、調整する。 ③ 全ての諸問題に関しては、管理職に報告し、対処の方法について指示を受ける。 ④ 保護者や外部関係者との話し合いについては、管理職の指示を受けて、問題の解決に当たるようにする。

### (3) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。

イ ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。

ウ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気醸成
- 定期的な教育相談の実施
- 定期的なアンケート調査の実施
- 教職員間の連携や家庭、地域との連携による情報交換、情報共有の推進

### (4) いじめの早期対応

ア 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- いじめの事実関係の把握
- いじめられた生徒の安全確保及び支援体制の整備

#### 【いじめられた生徒への対応】

- ① 「いじめられている生徒を守り通す」という学校の姿勢を明確に示す。
- ② 担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するように指導する。
- ③ 冷静にじっくりと生徒の気持ちを受容するとともに、その生徒のよさを見つけ、認め、共感的に受けとめる姿勢で臨む。
- ④ いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家等と連携することも検討する。

#### 【その保護者に対して】

- ① 話し合いの機会を早急にもつ
- ② 誠意ある対応に心がける

- ③ 学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても語り合う。
- ④ 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。

○ いじめた生徒への指導及び支援体制の整備

**【いじめた生徒への対応】**

- ① いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。
- ② 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ③ 当事者だけでなく、周りの生徒からの情報も収集し、実態を正確に把握する。
- ④ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ⑤ いじめた生徒の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑥ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。

**【その保護者に対して】**

- ① 事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた生徒の保護者と理解し合うよう要請する。

- 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
- 関係する生徒の保護者への適切な情報提供
- 保護者や関係機関との連携
- 周りではやしたてる生徒、見て見ぬふりをする生徒への対応

**【周りではやし立てる生徒への対応】**

- ① はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- ② はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」、「自分だけじゃない」などと主張する生徒）には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。

**【見て見ぬふりをする生徒への対応】**

- ① 自分が所属する集団内（学級や部活動など）で起きたいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
- ② 「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係を築くこと等について指導する。

(5) 教職員の資質向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。

ア 教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、「いじめ対策必携」を活用した研修を実施し、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

イ いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、各種研修の機会の充実に努める。

- ウ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。
- エ 体罰は、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの要因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

#### (6) 家庭や地域との連携

- ア いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- イ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。
- ウ 家庭や地域に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を積極的に行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味と事態例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合  
(法第28条第1項第1号に係る事態)
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
(法第28条第1項第2号に係る事態)  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する
- ※ 「重大な被害」とは、児童生徒の心情を踏まえて、判断していく。
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 重大事態の認知者→管理職→市教育委員会

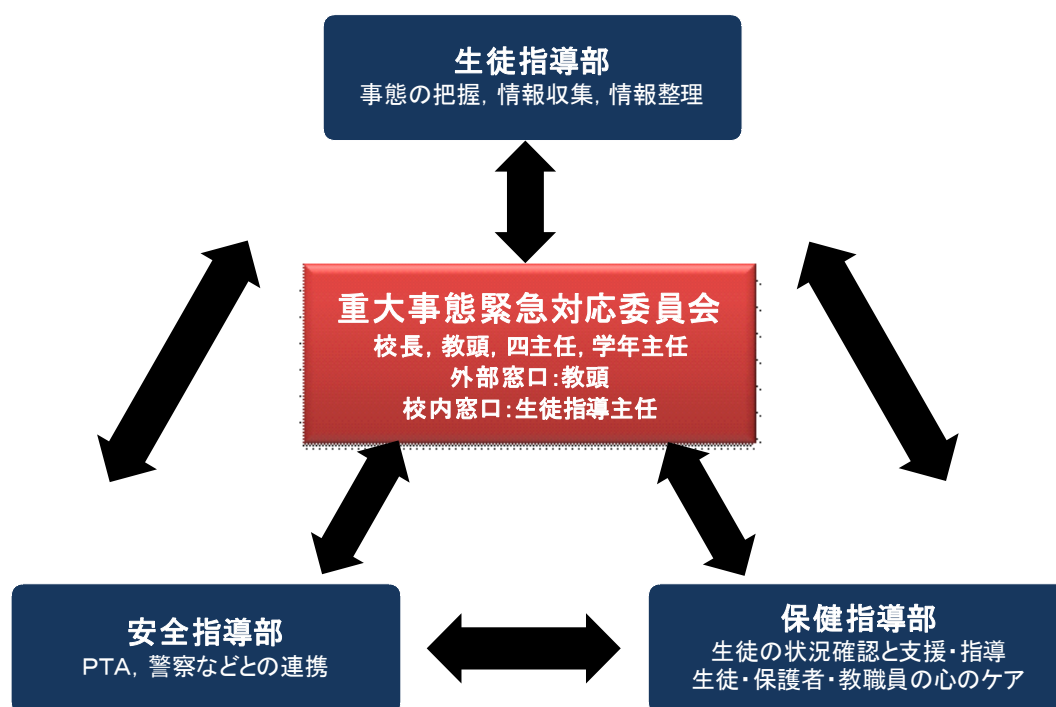
### (3) 調査の主体及び組織

重大事態を認知した場合、直ちに調査を行う。その際、調査を行う主体や調査組織については、教育委員会の指導のもと行うものとする。学校が主体となっていく場合は、いじめ防止対策委員会が中心となっていくものとする。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

ア 調査の組織

- (ア) 「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。
- (イ) 「重大事態緊急対応委員会」には次の各部を置く。
- ・ 生徒指導部…事態の把握、情報収集、情報整理
  - ・ 安全指導部…PTA、警察などとの連携
  - ・ 保健指導部…生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア

【重大事態緊急対応委員会組織図】



(4) 調査の方法及び内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

(ア) いじめられた生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら、必要な対応を行う。

(イ) 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

※ 個別の事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。

(ウ) いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。

(エ) いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(オ) これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会の指導・支援のもとに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた生徒が入院又は死亡した場合)

(ア) いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(イ) 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

#### ウ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(ア) 遺族の要望・意見を十分に聴取する。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。

(エ) 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

(オ) 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。

(カ) 自殺については連鎖の可能性があることから、在校生についても生命の尊さ等について指導を徹底する。また、WHOによる自殺報道への提言も参考にする。(巻末資料)

### (5) その他

#### ア 心のケア

(ア) 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられるため、学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(イ) いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

#### イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

- ・ いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得る。
- ・ 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。
- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

(イ) 調査結果の報告

調査結果の報告先は、下記のとおりとする。

管理職→市教育委員会

#### ウ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

### 6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校ホームページで公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

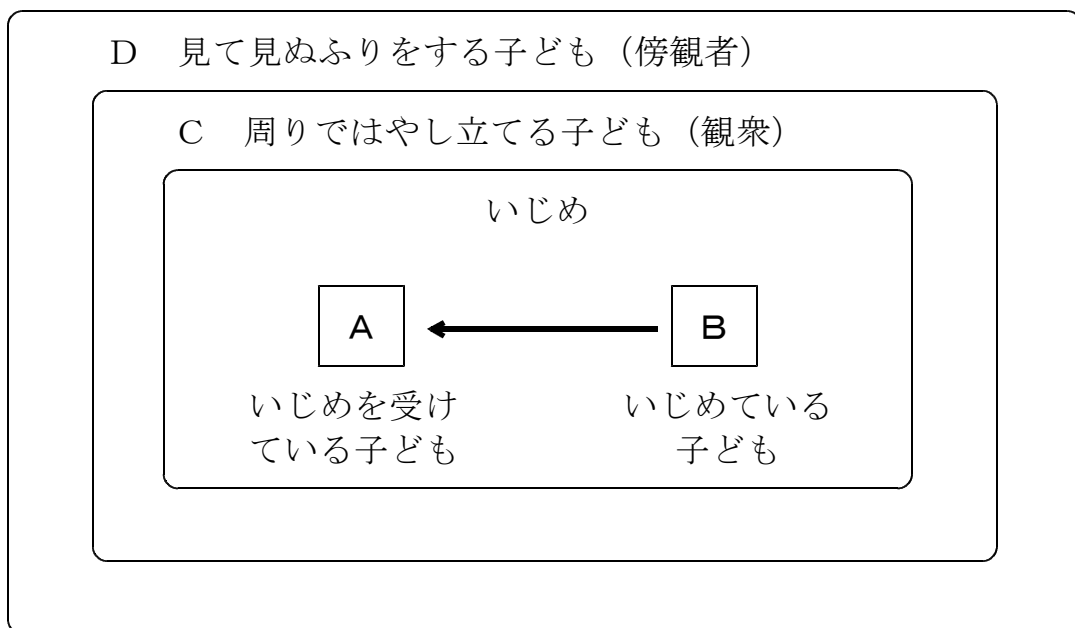
## いじめられている生徒の出すサイン

(※)印 無理にやらされている可能性のあるもの

生活場面等		観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)
学       校       生       活	朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻，欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際，声が小さい。
	授業の開始時	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。
	授業中	<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 頭痛，腹痛などを訴え，保健室に行くことが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけた質問をする。(※)
	休み時間	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る。 <input type="checkbox"/> 仲良しでない者とトイレに行く。(※)
	給食時	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたづらをされる。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 好きな物を級友に譲る。(※)
	清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする。(※)
	放課後	<input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある。 <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持って帰る。(※)
その他	<input type="checkbox"/> うつむきがちで視線を合わさない。 <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 日記，作文，絵画などに気にかかる表現が現れる。 <input type="checkbox"/> 教材費，写真代などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる。(※) <input type="checkbox"/> 校則違反，万引きなどの問題行動が目立つようになる。(※) <input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり，破るられたりしている。	

生活場面等	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)
家  庭  生  活	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 風呂に入りたがらなくなる。殴られた傷跡などを見られるのを避けるため、裸になるのを嫌がる。</li> <li><input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 寝付きが悪かったり、夜、眠れなかったりする日が続く。</li> <li><input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</li> <li><input type="checkbox"/> 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 家族から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。友人からの電話で、不自然な外出が増える。</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音におびえている。</li> <li><input type="checkbox"/> パソコンやスマートフォン等をいつも気にしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 「どうせ自分はだめだ。」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味をもつ。</li> <li><input type="checkbox"/> 投げやりで、集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわされたりしている。</li> </ul>

## いじめの構造



- ※ 観衆や傍観者の立場にいる、CやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する。
- ※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する。



## 学校におけるいじめ問題への取組に関するチェックリスト

- いじめ問題への取組の定期的な点検を行い、その評価を行っているか。
- 点検結果を全教職員で共有した上で、取組の改善につなげているか。
- 生徒へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等の活用など日常の取組を推進しているか。
- いじめへの対応に、一人で抱え込まないで学校全体の組織的対応としているか。
- いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っているか。
- いじめを把握した時の教育委員会への連絡を迅速に行っているか。
- 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立が図られているか。
- 指導上配慮を要する生徒の進学や転学等に関して、教員間の適切な引き継ぎ等が行われているか。
- いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るようにしているか。
- いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携と情報共有が行われているか。

## WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言

### 1 控えてほしいこと

- 遺体や遺書の写真を掲載する。
- 自殺方法を詳しく報道する。
- 単純化した原因を報道する。
- 自殺を美化したり、センセーショナルに報道する。
- 宗教的・文化的な固定観念を当てはめる。
- 自殺を非難する。

### 2 積極的にしてほしいこと

- 精神保健の専門家と緊密に連携を取る。
- 自殺に関して「既遂」(completed)という言葉を使い、「成功」(successful)という言葉は用いない。
- 自殺に関連した事実のみを扱う。
- 一面には掲載しない。
- 自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- 電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- 自殺のサインについての情報を伝える。



【参考資料等(URL)】

- ☆ 家庭(保管)用「いじめ対策リーフレット」  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/glink12.html>
- ☆ 家庭(保管用)「ネットいじめ対策リーフレット」  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/netijime.html>
- ☆ 生徒指導関係通知等  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/seitosidoukankeituuti.html>
- ☆ 研究紀要(県総合教育センター)  
<https://www.edu.pref.kagoshima.jp/research/result/kiyou/top.html>
- ☆ いじめへの対応Q&A(県総合教育センター)  
<https://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/seisi/ijimeQ/seitosidou/ijimeQ&A-top.html>
- ☆ いじめ問題に関する取組事例集(文部科学省, 国立教育政策研究所)  
<https://www.nier.go.jp/sido/centerhp/ijime-07/ijime-0702top.htm>
- ☆ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校教員向け)(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf)
- ☆ 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)
- ☆ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/22/04/\\_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf)
- ☆ 生徒指導提要  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)
- ☆ 平成18年度以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)